

介護のココを伝えたい！

介護保険制度ってなあに??

ーはじめにー

先月までは子育てに関する情報をお届けしてまいりましたが、村の9月1日現在の人口は2,423人、65歳以上人口は1,173人、高齢化率は48.41パーセントであり、人口の約半分が高齢者となっています。そのため、今回から6回にわたり住民のみなさまに身近な介護保険や高齢者福祉に関する情報をお届けしてまいります！

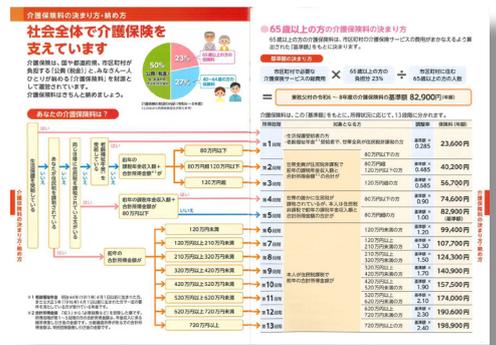
第1回は介護保険制度について

介護保険制度とは・・・

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年に創設されました。介護保険にかかる費用のうち、半分は国・県・村の公費（税金）で、もう半分は被保険者の納める保険料でまかなわれています。

介護保険料について・・・

40歳から64歳までの方は、原則、加入されている医療保険の保険料とあわせて納めていただきます。65歳からは、個人ごとに村へ直接納めていただきます。65歳以上の方の保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画により、必要となる介護保険サービス費等を見込んで決定しています。令和6年度～令和8年度の村の保険料基準額は月額6,916円です。県内平均の5,922円を大幅に上回っていますが、高齢化にともない全国的に保険料が上昇している中で、村の保険料はほぼ横ばいとなっています。



介護保険制度について、詳しくは4月広報と同時に全戸配布しましたパンフレット「ともにはぐくむ介護保険」をご覧ください。



介護保険料を上げないために・・・

高齢者のみなさんに、いつまでも元気に住み慣れた地域で、介護サービスを使わずに生活していただくことが必要です。そのためには介護予防への取組が大事です。

★次回は介護予防事業を実施している「地域包括支援センター」についてご紹介いたします。この記事に関する、ご意見・ご感想をお待ちしております。

保健衛生課介護保険担当 ☎82-1777 / 東秩父村地域包括支援センター ☎82-1116

10月の介護予防事業

〇てんとうむしクラブ

1日(火)、8日(火)、15日(火)、22日(火) 午後1時30分～午後3時 保健センター

〇わしのカフェ

10日(木) 音楽療法 脳トレ 午前10時～正午 和紙の里研修会館

〇いきいきサロン Next

21日(月) おんがくの集い 午後1時30分～午後3時 ふれあいセンター槻川

